

適用 29

(株)みずほフィナンシャルグループ・(株)みずほ銀行・みずほ信託銀行(株)・
みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)は、提出不要です。
(人事業務部ヒューマンサービス室より一括提出されて来ます。)

特定適用事業所、任意特定適用事業所のみ該当

被保険者に係る短時間労働者であるか ないかの区別に変更があったとき

『健康保険 被保険者区分変更届』

「特定適用事業所」又は「任意特定適用事業所」における被保険者の雇用形態が「通常の労働者・短時間就労者」から「短時間労働者」に変更した場合、又は「短時間労働者」から「通常の労働者・短時間就労者」に変更した場合に提出いただくものです。

短時間労働者とは、1週間の所定労働時間・1月間の所定労働日数が、同一の事業所に使用される通常の労働者（常時雇用者）の4分の3未満で、以下の全ての要件を満たす方をいいます。

1. 週の所定労働時間が20時間以上であること。
2. 雇用期間が2か月以上見込まれること。
3. 賃金の月額が88,000円以上であること。
4. 学生でないこと。

※詳細要件については、日本年金機構ホームページ「短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大の概要」をご確認ください。

【手続き】

- ・ 事業主は被保険者の区別に変更があったときは「健康保険 被保険者区分変更届」に必要事項を記入し、健保組合にご提出ください。
- ・ 提出期限 ー 当該事実があった日から5日以内